

対象とならない申請について

ご利用前に必ずお読みください。

以下に掲げる申請は、東京出入国在留管理局申請予約システム（以下「本システム」という。）の対象とはなりません。

- 1 在留資格認定証明書交付申請のうち、以下に掲げる在留資格に係るもの
 - (1) 高度専門職
 - (2) 家族滞在（高度専門職外国人の扶養を受けるもの）
 - (3) 特定活動
 - ア 高度専門職外国人に雇用される家事使用人（告示 2 号又は 2 号の 2）
 - イ 高度専門職外国人の就労する配偶者（告示 3 3 号）
 - ウ 高度専門職外国人又はその配偶者の親（告示 3 4 号）
- 2 在留資格変更許可申請
 - (1) 以下に掲げる在留資格からの在留資格変更許可申請
 - ア 短期滞在
 - イ 告示外特定活動
(注)「出国準備のための活動」、「継続就職活動」、「特定技能移行準備」並びに「帰国が困難な元中長期在留者」など
 - (2) 従前の在留資格から以下に掲げる在留資格への在留資格変更許可申請
 - ア 短期滞在
 - イ 告示外特定活動
(注)「出国準備のための活動」、「継続就職活動」、「特定技能移行準備」並びに「帰国が困難な元中長期在留者」など
- 3 在留期間更新許可申請のうち、以下に掲げる在留資格に係るもの
 - (1) 短期滞在
 - (2) 告示外特定活動
(注)「出国準備のための活動」、「継続就職活動」、「特定技能移行準備」並びに「帰国が困難な元中長期在留者」など
- 4 資格外活動許可申請のうち、以下に掲げる在留資格に係るもの
 - (1) 短期滞在
 - (2) 告示外特定活動
(注)「出国準備のための活動」、「継続就職活動」、「特定技能移行準備」並びに「帰国が困難な元中長期在留者」など